

平成16年度「医療安全推進週間」実施要綱

1. 目的

医療の安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関等における組織的取組の促進、医療関係団体における取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的として、「医療安全推進週間」を設けるものとする。

2. 期間

毎年11月25日を含む1週間（今年度は、11月21日（日）～11月27日（土））とする。（ただし、実施期間については、地域の実情に応じて変更できるものとする。）

3. 主催

厚生労働省

4. 後援

文部科学省、都道府県、独立行政法人労働者健康福祉機構、恩賜財団済生会、医療関連サービス振興会、健康保険組合連合会、厚生年金事業振興団、国家公務員共済組合連合会、船員保険会、全国国民健康保険診療施設協議会、全国厚生農業協同組合連合会、全国社会保険協会連合会、全国自治体病院協議会、全国ビルメンテナンス協会、全日本病院協会、地方公務員共済組合協議会、日本医師会、日本医業経営コンサルタント協会、日本医療機器関係団体協議会、日本医療機能評価機構、日本医療法人協会、日本衛生検査所協会、日本看護協会、日本歯科医師会、日本歯科衛生士会、日本歯科技工士会、日本私立医科大学協会、日本精神科病院協会、日本製薬団体連合会、日本赤十字社、日本病院会、日本病院寝具協会、日本病院薬剤師会、日本放射線技師会、日本薬剤師会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床工学技士会、北海道社会事業協会

5. 実施方針

厚生労働省その他関係団体の緊密な協力のもと、「医療安全推進週間」の趣旨にふさわしい内容の行事を実施する。なお、行事を実施するに当たっては、それぞれの団体の状況、地域の実情等を踏まえたものとする。

(1) 実施の重点

- ア 医療従事者の医療安全に関する意識向上
- イ 医療機関における医療安全のための組織的な取組の推進
- ウ 医療関連サービス関連団体、医薬品・医療用具等製造団体等における医療安全に関する取組の推進
- エ 医療安全に関する国民の理解の促進

(2) 実施する行事等

- ア 医療事故の防止に関するポスター、パンフレット等の掲示
- イ 医療関係者に対する講習会、研修会等の実施
- ウ 国民に対する医療安全に関するシンポジウム等の開催
- エ 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌及び広報誌等による広報
- オ その他

平成16年度「医療安全推進週間」厚生労働省実施予定事業

1 医療安全に関するワークショップ（特定機能病院）

趣旨：医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、特定機能病院の管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的として開催。

- (1) 日 時：11月25日（木）9：30～
- (2) 場 所：一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋）
- (3) 対象者：特定機能病院の管理者、安全管理担当者

2 医療安全に関するワークショップ（一般病院）

趣旨：医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、病院の管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的として開催。

- (1) 対象者：病院（原則として、200床以上）の管理者、安全管理者
- (2) 備 考：本ワークショップは、各地方厚生（支）局毎に、10月～12月の間に実施されます。ワークショップの日時、場所、受講者の募集等については、各地方厚生（支）局から都道府県等あて通知。

3 医療安全に関する研究発表会

趣旨：医療安全に関する研究（厚生労働省厚生労働科学研究費補助金）による成果について、広く普及啓発を図ることを目的として開催。

- (1) 日 時：11月25日（木）13：00～
- (2) 場 所：一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋）
- (3) 対象者：医療従事者、一般国民

4 その他

ポスター、パンフレット（10の要点）の配布、政府広報等